

令和8年度 第3回

# 魚沼市農業委員会総会議事録

令和8年6月

魚 沼 市 農 業 委 員 会

## 令和8年度第3回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名  
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

| 出 | 欠 | 席番 | 氏 名       | 備 考 |
|---|---|----|-----------|-----|
| ○ |   | 1  | 大 塚 寛     |     |
| ○ |   | 2  | 貝 瀬 正 美   |     |
| ○ |   | 3  | 高 橋 祐 次   |     |
|   | ○ | 4  | 小 岩 孝 徳   |     |
| ○ |   | 5  | 韭 澤 芳 子   |     |
| ○ |   | 6  | 井 口 恒 一 郎 |     |
| ○ |   | 7  | 星 仁 右 門   |     |
| ○ |   | 8  | 星 野 幸 夫   |     |
| ○ |   | 9  | 佐 藤 洋 一   |     |
| ○ |   | 10 | 浅 井 典 裕   |     |
| ○ |   | 11 | 小 幡 中 治   |     |
| ○ |   | 12 | 阿 達 正     |     |
| ○ |   | 13 | 吉 田 久     |     |
| ○ |   | 14 | 穴 沢 勝 也   |     |
| ○ |   | 15 | 櫻 井 信 夫   |     |
| ○ |   | 16 | 佐 藤 陽 二   |     |
| ○ |   | 17 | 瀧 澤 悟     |     |
| ○ |   | 18 | 桑 原 正 文   |     |
| ○ |   | 19 | 上 村 喜 久 雄 |     |

(事務局)

| 出 | 欠 | 氏 名     | 備 考 |
|---|---|---------|-----|
| ○ |   | 星 野 崇   |     |
| ○ |   | 星 野 巧   |     |
| ○ |   | 櫻 井 紀 彦 |     |
| ○ |   | 菅 井 智 弥 |     |

## 令和 8 年度

## 第 3 回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和 8 年 6 月 2 5 日

| 日 程 | 議案番号                                                           | 付 議 事 件                                                                                                                                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   |                                                                | 開会宣言      13 時 30 分<br><br>報告事項<br>会務報告<br>部会報告                                                                                                                                          |
| 2   |                                                                | 議事録署名委員の指名について<br><br>2 番      貝瀬   正美      委員<br><br>3 番      高橋   祐次      委員                                                                                                           |
| 3   | 報告第 1 号<br>報告第 2 号<br>報告第 3 号                                  | 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について<br>農地法第 3 条の 3 の規定による届出について<br>農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について                                                                                             |
| 4   | 議案第 1 号<br>議案第 2 号<br>議案第 3 号<br>議案第 4 号<br>議案第 5 号<br>議案第 6 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について<br>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について<br>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について<br>農地法の適用を受けない事実確認の決定について<br>農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について<br>令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について |
| 5   |                                                                | その他<br><br>閉会宣言      14 時 45 分                                                                                                                                                           |

## 令和８年度 第３回魚沼市農業委員会総会議事録

令和８年度第３回魚沼市農業委員会総会は、令和８年６月２５日魚沼市役所本庁舎３階３０１、議会会議室に招集された。

- １．出席委員は、別紙１のとおりである。
- ２．本総会に付議された事件は、別紙２のとおりである。

事務局（星野事務局長）

定刻になりましたので、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数１９名のうち、欠席の届出はございませんけども、今現在議席番号４番小岩孝徳委員が出席ではございませんが、現在１８名ということでございまして、魚沼市農業委員会会議規則第７条の規定によって定数に達しております。ただ今から令和８年度第３回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長からご挨拶お願いいたします。

（時刻は１３時３０分）

上村会長  
（挨拶）

### 会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第１報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（星野事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第１地区部会会長（菰澤芳子委員）

第１部会では、特に報告するようなことはありません。

第２地区部会会長（櫻井信夫委員）

第２部会も報告・連絡事項はありません。

第３地区部会会長（佐藤洋一委員）

第３部会、特に報告事項はございません。

第４地区部会会長（浅井典裕委員）

第４部会も特にございません。

広報部会会長（阿達正委員）  
特に広報部ありません。

議 長（上村会長）  
それでは、日程１の報告事項、それぞれ報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見等ありましたら、ご発言をお願いいたします。  
（特になし）  
特にないようですので、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）  
日程第２議事録署名委員の指名について、会議規則第１４条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。  
「異議なし」の声あり。  
それでは、指名をさせていただきます。まず、議席番号２番貝瀬正美委員及び議席番号３番高橋祐次委員の両名を指名いたします。

## 農地法第１８条第６項の規定による届出について

議 長（上村会長）  
続いて、日程第３報告第１号農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局の報告をお願いします。

事務局（菅井主事）  
議案書の３ページをご覧ください。  
日程第３報告第１号農地法第１８条第６項の規定による届出について、今月は５件、６筆、４,１９４㎡の届け出がありました。番号が１から始まるものについては賃貸借の契約、２から始まるものについては使用貸借の契約になります。  
解約の理由は、第三者に賃借権設定、契約内容の変更のためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議 長（上村会長）  
報告第１号につきまして、事務局の報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。  
「なし」の声あり。  
特にないようですので、報告第１号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の3の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

議案書の5ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出について、今月は13件受理しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

なお、権利取得期日から年数が経っている届け出については、相続手続きの遅れ等により司法書士等から提出のあった申請もあります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の7ページをご覧ください。

報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、今月は農業用ため池1件、2a未満の農業用施設敷地1件、計2件の届け出がありました。

|       |      |                            |
|-------|------|----------------------------|
| 整理番号1 | 申請人  | *****                      |
|       | 申請地  | ***** 田 350 m <sup>2</sup> |
|       | 転用目的 | 農業用ため池                     |

補足となりますが、農業用ため池は農地法施行規則第29条第1項で規定する、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のための農業用施設に該当することから、転用許可が不要であり、この度届出があったものです。

整理番号2 申請人 ＊＊＊＊＊＊  
申請地 ＊＊＊＊＊＊ 田 265 m<sup>2</sup>の内 100 m<sup>2</sup>  
転用目的 農作業所及び農機具格納庫敷地

議長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第3号につきまして、事務局の報告のとおりいたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の9ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買1件、賃貸借権設定3件です。

整理番号1 申請地 ＊＊＊＊＊＊ 田 264 m<sup>2</sup>  
権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊＊円  
譲受人 ＊＊＊＊＊＊  
譲渡人 ＊＊＊＊＊＊

申請の理由は、耕作便利のためです。譲受人は2年前くらい前に申請地に隣接する住宅を購入し、申請地を譲渡人から畑として借りておりましたが、譲渡人が高齢になり申請地の売買の打診があり、申請地は自宅に隣接しており耕作が便利のため話がまとまり、合意に至ったものがあります。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2番、3番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号2 申請地 ＊＊＊＊＊＊ 田 1,958 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 ＊＊＊＊＊＊円（＊＊＊＊円/10a）  
契約期間 令和8年7月1日から令和18年6月30日 10年間  
借受人 ＊＊＊＊＊＊  
貸付人 ＊＊＊＊＊＊

整理番号3 申請地 ＊＊＊＊＊＊ 田ほか4筆 合計 9,253 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料 ＊＊＊＊＊＊円（＊＊＊＊円/10a）

契約期間 令和8年7月1日から令和18年6月30日 10年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。整理番号3番の貸付人が耕作できなくなり、自身の農地と整理番号2番の貸付人から借り入れていた農地を経営規模の拡大を希望する借受人と話がまとまり、合意に至ったものであります。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* 畑 1,985 m<sup>2</sup>  
権利種別 賃貸借権設定 賃借料\*\*\*\*円 (\*\*\*\*円/10a)  
契約期間 令和8年6月25日から令和12年12月31日 5年間  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*

申請の理由は、耕作便利のためです。貸付人は借受人である法人の構成員であり、今までも耕作便利のため苗育施設としてビニールハウスを設置し、その後はタラの芽などを栽培しており、契約満了のため更新する申請になります。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番から4番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。第1号議案については以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

大塚寛委員

整理番号1番ですが、この土地は自分の田んぼに行く途中にありますので、目にはしていたのですが、6月20日に自宅を訪問しまして、一緒に立ち会っていただいて現地を確認してきました。申請地は半分程度作付けされておまして、残りの半分ぐらいは丁寧に草刈りなど行われてありました。ご本人はトラクター1台とそれから小型耕運機を購入して持っているということでございましたので、何の心配もないかと思います。詳細は先ほどの事務局の説明のとおりでございます。

瀧澤悟委員

整理番号2番・3番ですが、6月20日に馬場推進委員と両貸付人のお宅にそれぞれ訪問をさせていただき、話を伺ってきました。整理番号3番の貸付人の方がどちらも作付けをしていたわけなんですけれども、体調を崩されたというようなことで、30キロの米がだんだん持てなくなっているというようなお話で、今やる場所が借受人が両サイドであったり、真ん中であったりというような場所を全部、今作付けをしてくれているというようなことで借受人に一面をお願いするというようなお話を聞いてきています。後は、詳細については事務局のとおりで、何ら問題ないと思います。以上です。

菰澤芳子委員

整理番号4番ですが、6月21日に貸付人宅に連絡して、高橋推進委員とでお宅に伺い、話を聞いてきました。この土地は賃貸借の継続ということなので、集落の中にもありますし、これからもしっかり耕作されていくと思います。現地確認ですが、集落の入口にあり、ビニールハウスが建っていましたが、管理されていました。詳細については事務局の説明のとおりです。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

それでは、所有権移転売買に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃貸借権設定に係る整理番号2番・3番・4番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から4番まで、異議なしと認め、許可いたします。

## 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は3件です。

整理番号1 申請地       \*\*\*\*\* 畑ほか1筆   合計 72 m<sup>2</sup>

申請人       \*\*\*\*\*

転用目的   一般住宅敷地

申請概要   昭和54年に建築済みの住宅と一体的な庭用地

農地区分   第2種農地

判断理由   中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため

申請地は、既に亡くなっております現所有者である申請人の夫が、昭和54年に隣接宅地に住宅を新築した際に、事前に行うべき農地転用許可

申請を失念しており、転用の許可を得ないまま申請地を池や花畑の庭用地として一体的に利用していました。

今回、相続手続きの際に登記簿を確認したところ、登記地目が農地のままの状態であると判明したため、始末書が提出され、追認の案件として申請があったものです。なお、今後については、隣接住宅を含めた売買を考えているとのことです。

|        |      |                              |         |                       |
|--------|------|------------------------------|---------|-----------------------|
| 整理番号 2 | 申請地  | *****                        | 畑ほか 1 筆 | 合計 353 m <sup>2</sup> |
|        | 申請人  | *****                        |         |                       |
|        | 転用目的 | 一般住宅敷地及び庭用地                  |         |                       |
|        | 申請概要 | 平成 3 年に増築済みの住宅敷地及び庭用地        |         |                       |
|        | 農地区分 | 第 3 種農地                      |         |                       |
|        | 判断理由 | 住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしているため |         |                       |

申請地は、既に亡くなっております現所有者である申請人の父が、事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、転用の許可を得ないまま平成 3 年に申請地に既存住宅の増築部分を建築し、住宅の一部及び庭用地として一体的に利用していたものです。そのため、この度始末書が提出され、追認の案件として申請があったものです。

|        |      |                                              |   |                    |
|--------|------|----------------------------------------------|---|--------------------|
| 整理番号 3 | 申請地  | *****                                        | 田 | 197 m <sup>2</sup> |
|        | 申請人  | *****                                        |   |                    |
|        | 転用目的 | 一般住宅敷地                                       |   |                    |
|        | 申請概要 | 昭和 47 年に増築済みの住宅敷地                            |   |                    |
|        | 農地区分 | 第 3 種農地                                      |   |                    |
|        | 判断理由 | 申請地の概ね 500m 以内に教育施設（*****）及び医療施設（*****）があるため |   |                    |

申請地は、既に亡くなっております現所有者である申請人の父が、事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、転用の許可を得ないまま昭和 47 年に申請地に既存住宅の増築部分を建築し、住宅の一部として利用していました。そのため、この度始末書が提出され、追認の案件として申請があったものです。

なお、本件の北側に隣接する農地について、関連して第 5 条転用申請が提出されておりますので、後ほどの議案第 3 号にてご説明させていただきます。

議 長（上村会長）

議案第 2 号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

穴沢勝也委員

整理番号 1 番ですが、代理人行政書士に連絡を取りまして、相続手続きの途中、地図を見たら畑だったというところで、始末書の提出もありましたし、許可申請をやっていたので、問題はないと思います。

小幡中治委員

整理番号2番ですが、6月21日の日曜日、星野推進委員と一緒に申請人のところを訪ねまして、代理人行政書士も一緒に来て頂きまして確認をさせていただきました。増設するときにはですね、この敷地内に何か他の建物もあったってことで、建築業者のほうは土地の確認をしないでそのまま増築をしたということでありました。後は事務局の説明どおりですので、特に問題ないかと思います。

星野幸夫委員

整理番号3番ですが、6月20日に仲丸推進委員と二人で申請人、代理人行政書士立ち合いで現地確認を行いました。現地は説明どおり住宅が建っており、これからは住宅敷地として活用していきたいということでした。始末書等の詳細は事務局の説明どおりです。

議長（上村会長）

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、それぞれ事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から3番まで、異議なしと認め、許可いたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は2件です。

|       |      |          |   |                    |
|-------|------|----------|---|--------------------|
| 整理番号1 | 申請地  | *****    | 田 | 299 m <sup>2</sup> |
|       | 借受人  | *****    |   |                    |
|       | 貸付人  | *****    |   |                    |
|       | 転用目的 | 一般住宅建築敷地 |   |                    |

申請概要 一般住宅 3 階建て 1 棟  
農地区分 第 3 種農地  
判断理由 申請地の概ね 500m 以内に教育施設（\*\*\*\*\*）及び  
医療施設（\*\*\*\*\*）があるため  
権利種別 使用貸借権設定

申請地は本日の議案第 2 号整理番号 3 にてご説明した住宅敷地の北側  
隣接の農地です。借受人は現在、家族と共に妻の実家に間借りをして居  
住しておりますが、実家の隣接地に新築住宅を建築し、安定した生活を  
営むため、申請があったものです。

整理番号 2 申請地 \*\*\*\*\* 畑 187 m<sup>2</sup>  
譲受人 \*\*\*\*\*  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
転用目的 一般住宅敷地  
申請概要 隣接宅地と一体的利用とした庭用地  
農地区分 第 3 種農地  
判断理由 概ね 300m 以内に\*\*\*\*\*があるため  
権利種別 所有権移転 売買

譲受人は現在、住所が千葉県にありますが、当市の環境を気に入り、  
セカンドハウスとして利用したいことから、隣接する住宅を購入すると  
ともに申請地も併せて購入し、庭用地として一体的に利用をしたいため、  
転用申請があったものです。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 3 号につきまして、事務局に続きまして地区担当委員の調査・補足説明  
をお願いいたします。

星野幸夫委員

整理番号 1 番ですが、6 月 20 日に仲丸推進委員と二人で貸出人、代理人行政書  
士立ち合いで現地確認を行いました。申請地は現在自家用野菜が栽培され、畑と  
して活用されていまして。転用目的の住宅敷地としての活用についても、周囲に  
ほかの耕作地との接点はなく、何の問題もないと考えます。詳細は事務局の説明  
どおりです。

櫻井信夫委員

整理番号 2 番ですが、先ほど事務局から説明がありましたが、本件転用業務を  
担当している行政書士法人の担当者と連絡を取った結果、本件は千葉県在住の譲  
受人が所有する別荘に隣接する譲渡人所有の畑の売買であり、譲受人は申請地の  
農地に植栽スペース及び薪ストーブの薪保管用の棚を建設する目的で譲渡人との  
間で売買の話がまとまり、この度の申請に至ったもので、事務局の説明どおりで  
あり、補足事項はありません。以上です。

議 長（上村会長）

議案第 3 号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わ  
りました。内容につきまして質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は一括で行います。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番並びに2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番並びに2番について、異議なしと認め、許可いたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定についてを説明いたします。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は5件、10筆、合計4,596㎡です。

|       |        |                                                                             |       |          |
|-------|--------|-----------------------------------------------------------------------------|-------|----------|
| 整理番号1 | 申請地    | *****                                                                       | 畑ほか1筆 | 合計1,244㎡ |
|       | 申請者    | *****                                                                       |       |          |
|       | 新地目    | 原野                                                                          |       |          |
|       | 非農地の原因 | 両地ともに土壌が粘土質で水捌けが悪く、作物が育たないことから、約20年前頃より耕作放棄に。雑草雑木が繁茂し、周辺一体原野化の状況。耕作不適・耕作不便。 |       |          |

|       |        |                                                                                                                                                                                      |       |          |
|-------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------|
| 整理番号2 | 申請地    | *****                                                                                                                                                                                | 田ほか4筆 | 合計2,136㎡ |
|       | 申請者    | *****                                                                                                                                                                                |       |          |
|       | 新地目    | 原野及び池沼                                                                                                                                                                               |       |          |
|       | 非農地の原因 | いずれも**地域の山間に位置し、10年以上前頃より耕作放棄に。土壌に山砂を入れており、地力不足で作物が育たず。雑草雑木が繁茂し、周辺一体原野化の状況。<br>*****及び*****にあつては、以前は農業用ため池として利用していたが、大分前より農業用としては利用しておらず、雨水が溜まっている状況。以上のことから、耕作不適・耕作不便であり、農地への復元も困難。 |       |          |

|        |        |                                                                                     |   |                    |
|--------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|---|--------------------|
| 整理番号 3 | 申請地    | *****                                                                               | 田 | 184 m <sup>2</sup> |
|        | 申請者    | *****                                                                               |   |                    |
|        | 新地目    | 原野                                                                                  |   |                    |
|        | 非農地の原因 | 約 55 年前頃より耕作放棄に。狭小不整形地であり、周囲と高低差もあることから、耕作に適さず。雑草雑木が繁茂。                             |   |                    |
| 整理番号 4 | 申請地    | *****                                                                               | 田 | 539 m <sup>2</sup> |
|        | 申請者    | *****                                                                               |   |                    |
|        | 新地目    | 原野                                                                                  |   |                    |
|        | 非農地の原因 | 約 20 年前頃より耕作放棄に。水捌けが悪く、軟弱地盤のため耕作に適さず。雑草雑木が繁茂。                                       |   |                    |
| 整理番号 5 | 申請地    | *****                                                                               | 田 | 493 m <sup>2</sup> |
|        | 申請者    | *****                                                                               |   |                    |
|        | 新地目    | 原野                                                                                  |   |                    |
|        | 非農地の原因 | 約 6 年前頃より耕作放棄に。日陰地及び湿地であり、水捌けが悪く、機械が埋まってしまう。西側に隣接する農地とは高低差があり、連たんが困難。雑草雑木が繁茂し、耕作不適。 |   |                    |

以上、5 件につきまして、現地確認等の状況から変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 4 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

ないようですので、採決に入ります。

議案第 4 号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号 1 番から 5 番まで、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

## 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 5 号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の 17 ページをご覧ください。

議案第 5 号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。令和 8

年6月10日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が魚沼市長より届いております。この農用地利用集積等促進計画につきましては、農業委員会の意見を聞くことになっておりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。従いまして、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。

|       |    |                           |
|-------|----|---------------------------|
| 利用権設定 | 件数 | 25 件                      |
|       | 筆数 | 124 筆                     |
|       | 面積 | 145,238.00 m <sup>2</sup> |

|       |    |                         |
|-------|----|-------------------------|
| 所有権移転 | 件数 | 2 件                     |
|       | 筆数 | 7 筆                     |
|       | 面積 | 2,162.00 m <sup>2</sup> |

なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和8年8月28日からとなります。  
ご審議よろしくお願いします。

議 長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、計画どおり決定いたします。

## 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の29ページをご覧ください。

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況を決定いただき、今後公表してよろしいかの意見を求めるものであります。

30ページをご覧ください。令和7年度の農業委員会の活動実績報告になりますが、委員の皆さんの点検・評価の結果や事務の実施状況等を入れてあります。農業委員会の状況につきましては令和7年4月1日現在の状況を記載してあります。

31 ページに移りまして、1 最適化活動の成果目標（1）農地の集積をご覧ください。中段に③実績があります。今年度末の集積率の目標 71.1%に対して、実績は 60.3%となっており、目標に対する達成状況は 84.8%ですので、100%を下回っておりますが、概ね目標通りということになっております。続きまして、（2）遊休農地の発生防止・解消であります。32 ページの中段の④その他になります。農業委員会の点検結果として 7 月から 8 月に重点農地パトロールを実施していただき、日常活動の中でも農地の見回り活動に努めていただきました。（3）新規参入の促進についてになります。33 ページ上段をご覧ください。③実績になりますが、こちらは 3 経営体の参入があり、地域の担い手として期待されるところであります。

同じページの 2 最適化活動の活動目標（2）活動強化月間の設定として、目標どおり年 3 回実施しました。34 ページにいきまして、（3）新規相談会への参加は目標どおりの実施となっております。下段の「目標の達成状況の評語」であります。これは各目標の達成度合いが点数化されまして、点数に応じて結果が入力されるものとなっております。農業委員会全体の評価としましては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という評価になっております。

35 ページにつきましては、令和 7 年度の許可事務の処理件数等の事務の実施状況の報告となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

議長（上村会長）

議案第 6 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、計画どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、決定し公表させていただきます。

## その他

事務局（櫻井主任）

- ・ 退任委員へ全国農業新聞の継続購読のお願いについて

事務局（菅井主事）

- ・ 退任委員へ 7 月分の活動記録簿提出に関する連絡

事務局（星野事務局長）

- ・ 県の優良農業経営体表彰において、市内の農業経営体の県知事賞・JA新潟中央会長賞受賞が決定した旨の報告
- ・ 魚沼市農業委員会の当面の予定について
- ・ 地域計画見直しのための農業委員の役割についての案について

議 長（上村会長）

本日提案の報告並びに議案それぞれの事項につきまして、慎重審議をいただきました。大変ありがとうございました。

（時刻は 14 時 45 分）

上記会議の内容は、令和 8 年度第 3 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 8 年 7 月 2 3 日

魚沼市農業委員会

|     |        |
|-----|--------|
| 議 長 | 上村 喜久雄 |
|-----|--------|

|      |     |       |
|------|-----|-------|
| 議席番号 | 2 番 | 貝瀬 正美 |
|------|-----|-------|

|      |     |       |
|------|-----|-------|
| 議席番号 | 3 番 | 高橋 祐次 |
|------|-----|-------|